

移動等円滑化取組計画書

2019年12月23日

住 所 東京都北区浮間5-4-51

事業者名 東洋交通株式会社

代表者名 代表取締役 川鍋 一朗

連絡先 03-5970-9325

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の設備に関する事項

- ① 当社が保有するタクシー車両を、順次ユニバーサルデザインタクシーに置き換える。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 新人乗務員に対して、ユニバーサルドライバー研修を全員受講させる。
② ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全員、初乗務前に実車研修を行い、その後も定期的に実車研修を実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

- ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ユニバーサルデザインタクシー	保有台数265台の内、3台のタクシーをユニバーサルデザインタクシーに置き換える。(2019年度)

- ② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の配置	新人乗務員に対して、ユニバーサルドライバー研修を全員受講させる。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・配車アプリへの機能追加 ・外部アプリの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・配車アプリの注文時にユニバーサルデザインタクシー(JPN タクシー)を指定して注文できるようにする(2019年度) ・障がい者手帳(外部アプリ:ミライロ ID)でも障がい者割引を適用できるようにする。(2019年度)

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗務員の研修及び車椅子乗降実技訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・新人乗務員のユニバーサルドライバー研修の受講。(2019年度 34名受講予定) ・ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全員、初乗務前に実車研修を行い、その後も定期的に実車研修を実施する。(2019年度)

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

障がい者等の利用者から寄せられる声を集約し、関係部署で共有するとともに、今後のサービス改善に活用する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
	無し	

V その他計画に関連する事項

無し

注1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画(事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等)がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。